

## ■四ツ谷のげんばから■

昔の借金の督促に  
要注意！！

ちょっと待った～！！

対応する前に、早く法律相談へ！

障害者福祉の担当部署の職員さんから、こんなお問合せがありました。

- ・ご本人は、軽い知的障害があり、グループホームで生活している。
- ・十年以上前の借金について、最近、急に督促がきた。  
ご本人は、「むかし借りたかもしれない」。
- ・一度は、業者がグループホームまで来たらしく、どうしたらいいか？

このケースでは、事情を追加でお聞きした上で、

「ご本人の希望を確認し、

できれば支援者も一緒に、**法律相談**に行ってください。」とご案内しました。

その後・・・法律相談に行き、5年以上取引がないため、債務が時効で消滅していると分かり、

「**消滅時効援用通知**」を郵送して、返済せずに解決したそうです・・・

良かった！

借金の督促がくると、早く対応しなきゃ！と焦りますよね。

でも、ご本人や福祉関係者だけで業者に対応すると、

債務があると認める「**債務の承認**」をしてしまうなど、ご本人に不利な結果となることもあります。

特に過去の借金や、身に覚えのない請求などの場合、業者への対応はちょっと待って！

対応する前に法律相談をご利用下さい！

どこに相談したらいいか迷ったら、ホットラインでお問合せ下さい。

※ お問合せの例は実例を参考にしたフィクションです。

## ■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのこと<sup>2</sup>がございましたら、ぜひご利用ください（個人名等をお話いただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>



<sup>1</sup> 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人（被支援者様）のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましても対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。